

## 主文

本件再審査請求を棄却する。

## 理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、国民年金法の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「改正法」という。)附則第63条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた、改正前の厚生年金保険法(以下「旧厚年法」という。)による老齢年金(以下単に「老齢年金」という。)に係る未支給の保険給付(以下「未支給給付」という。)の支給を求めるとのことである。

### 第2 再審査請求の経過

- 1 亡A(以下「A」という)は、老齢年金の受給権者であったが、平成〇年〇月〇日に死亡したため、Aの配偶者であるB(以下「B」という)が、遺族厚生年金及び未支給給付の支給を請求したが、その支給を受けないうちに、平成〇年〇月〇日、Bは死亡した。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、社会保険庁長官に対し、Aに係る未支給給付を請求した。
- 3 社会保険庁長官は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「1. 未支給年金・保険給付を請求できる遺族の範囲(受給権者の配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹)に該当していないため。」という理由で、本件未支給給付を支給しない旨の処分(以下「原処分」という)をした。
- 4 請求人は、原処分を不服として、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。その不服とする理由は、本件裁決書添付別紙のとおりである。

### 第3 問題点

- 1 老齢年金の受給権者が死亡した場合に

において、その死亡した者に支給すべき保険給付で、まだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹であって、死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で未支給の保険給付の支給を請求できるとされている(旧厚年法第37条第1項)。また、旧厚年法第3条第2項により、「配偶者」には婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むとされている。

- 2 本件の場合、Aが前記1にいう老齢年金の受給権者であったことについては当事者間に争いがないと認められるから、本件の問題点は、請求人が、前記1の法令の規定に照らして、Aに係る老齢年金の未支給分を受け取ることができる者に該当すると認めることができるかどうかということである。

### 第4 当審査会の判断

- 1 一件記録によれば、Bの母は、Cであり、請求人は、Cの子であるから、Bと請求人は姉妹であること、請求人は、Aの配偶者ではないこと、請求人はBの相続人であること、Bの遺産につき、平成〇年〇月〇日、請求人並びに相続人D及び同E間において遺産分割の協議が成立し、請求人は、Eが相続するものとされた土地及び建物以外の遺産全部(動産、預貯金、債権等)を相続するものと合意されたこと、Aは平成〇年〇月〇日に死亡したこと、及びBは同年〇月〇日に死亡したことが認められる。
- 2 旧厚年法は、未支給給付について前記第3の1のとおり「その配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹であって、当時その者と生計を同じくしていたもの」に支給すると規定されているところから、請求人は、本件未支給年金の請求をすることができる遺族ではないのであって、そのこと自体について、当事者間に争いが無いものと解される。
- 3 請求人は、前記第2の4に掲げたとおり、未支給年金請求者であるBが請求し

ていた未支給給付をBの相続人としての法的地位に基づき、請求したのであるが、Bはすでに死亡して権利主体ではなくなっているのであるから、本件未支給給付を受給できるわけではなく、もとより、請求人がBの代理人となる余地もない。そして、旧厚年法第37条第1項が前記第3の1のとおり規定する趣旨は、相続とは別の立場から一定の遺族に対して未支給の年金給付の支給を認めたものであり、死亡した受給権者が有していた年金給付に係る請求権が旧厚年法の規定を離れて別途相続の対象となるものでないことは明らかであり（最高裁判所平成3年（行ツ）第212号同7年11月7日第三小法廷判決・民集49巻9号1829頁参照）、本件未支給給付を受ける権利は、相続の対象となる財産でもない。したがって、本件未支給給付が、Bの相続人として前記遺産分割の協議により、土地及び建物以外の一切の遺産を相続した請求人に当然支給されるべきであるとの主張は、どの観点から検討しても理由がないから、請求人の上記主張は採用することができない。

4 したがって、原処分は適法・妥当であって、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。